

第 1 1 回警察庁入札等監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 2 5 年 2 月 2 2 日 (金) 警察庁会議室	
委員	委員長 水谷 章 (公認会計士・税理士) 委員 竹谷 智行 (弁護士) 委員 松村 敏弘 (東京大学社会科学研究所教授) 委員 赤坂 裕彦 (弁護士)	
抽出案件	8 件	平成 2 4 年度上半期契約から抽出 合計 1 , 5 7 9 件 物品役務等 (競争入札) 8 4 7 件 " (随意契約) 6 7 6 件 公共工事等 (競争入札) 4 9 件 " (随意契約) 7 件
競争入札	(関連契約) 2 件	契約件名 : P U W 形携帯用無線電話機 A (1) 外 5 0 点 契約部署 : 警察庁
		契約件名 : ファクシミリを利用した新聞情報の 提供 契約部署 : 警察庁
		契約件名 : 通信施設整備工事 (福 2 4 - 1) 福岡県警察本部外 契約部署 : 福岡県情報通信部 ・ 関連契約 契約件名 : 通信機器整備工事 契約部署 : 関東管区警察局 契約件名 : 通信施設工事 2 4 - 1 岐阜県警察本部外 2 5 カ所 契約部署 : 岐阜県情報通信部
		契約件名 : 1 7 m 型船舶 契約部署 : 警察庁
		契約件名 : 8 m 型船舶 契約部署 : 警察庁
随意契約	3 件	契約件名 : A P R - B S A 用ファン外 3 2 件 契約部署 : 北海道警察情報通信部
		契約件名 : I C カード発行管理システムの保守 契約部署 : 警察庁
		契約件名 : タクシー代金 契約部署 : 警察庁
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙 1 のとおり	
前回開催時の審議案件におけるフォローアップ	別紙 2 のとおり	

意見・質問	回答
<p>〔案件1〕 APR - BSA用ファン外32件 (北海道警察情報通信部)</p> <p>すべての物品が製造業者が独自の技術により製造した競争性のない物品なのか。</p> <p>汎用性のある物品については、他の業者が参入できるのではないか。 競争性のあるものと競争性のないものを一括で契約することは、競争性確保の観点から改善の必要があるのではないか。</p> <p>仕様を決定するときに汎用性のあるものを採用できなかったのか。</p> <p>公募の条件に、装置の製造者から製造に必要な知的財産、技術情報等の提供を受けることができることを証明する書類を受領し、提出することとあるが、実際に必要なのか。</p> <p>この証明書を提出するという条件のせいで他の業者が参入できないのではないか。</p>	<p>一部汎用性のある物品も含まれている。</p> <p>公募を行ったので競争性が確保されていると考えていたが、今回の同様な調達では改善します。</p> <p>過去の調達案件では、独自の仕様のもので多くなっていたが、最近の調達案件では、電池パックなどは、汎用性があるものを採用している。</p> <p>無線機本体との互換性があるので、無線機本体の製造業者の証明が必要である。</p> <p>その可能性もある。</p>
<p>〔案件2〕 PUW形携帯用無線電話機A(1) 外50点 (警察庁)</p> <p>意見招請を実施したのか。</p> <p>契約率が低いとその理由は何か。</p> <p>更新前の機器整備はいつ頃のものか。</p> <p>特記仕様書に24時間保守の記載があるが、これだと大企業に限定されてしまうのではないか。 本当にその様な保守体制が必要な</p>	<p>2回実施した。 平成24年1月20日から実施した1回目の意見招請の結果を踏まえ、平成24年2月22日から再度意見招請を実施した</p> <p>大きな規模の整備であったため、競争原理が働いたものと思われる。</p> <p>平成6年度以降に整備した機器の更新である。</p> <p>警察官が現場で使用するものであり、当該保守体制は必要なものである。</p>

か。

入札に参加した4者は、保守等の体制整備が可能ということか。

業者間で入札額に差があるが、これは既存機器の導入業者が強かったということか。

入札額に差が生じた理由は何か。

特に通信機器やシステムの入札においては、この様に金額が下がることが起こりうるものと認識している。

本件は、2度の意見招請によって競争性が働いた事例と思われる。

一方で整備後の保守経費等が高くつくのではないかという不安もある。

この後どうなったのか、見ていきたい。

〔案件3〕
ファクシミリを利用した新聞情報の提供
(警察庁)

この契約は毎年行っているのか。

今回の契約業者以外と契約したことがあるのか。

同一業者のみとの契約では、競争性が働かないのでは。

本件契約は、業者が新聞を切り抜いて、ファクシミリで送信するのか。

送信された記事の内容が有効に活用されたか、事後チェックはしているのか。

前年度実績はいくらか。

それは同一の業者なのか。

そうである。

更新前後で業者が、変わっているためそうではないと考えている。

落札業者によると、体制整備や類似機器を本件に応用することができ、スケールメリットが活かせることや業者間の競争により、低価格になったとのことであった。

そうである。

今回の契約業者以外と契約したことはない。

午前7時までには送信できる業者が他にいないため、同一業者との契約となっている。

そうである。

それを見極めるのがまさに国会であり、国家公安委員長が的確な答弁を行うことができたり、閣議後の会見等で、いろいろ話題になっている国民の関心事について記者からの質問に対し、的確に答えられるということで、情報提供が出来ていると認識している。

今年度の落札額と同額である。

そうである。

この業者とは何年から契約をしているのか。

他の府省も同じ業者なのか。

この価格が適正であるということをごどのように検証すればよいと思うか。
長期間1者入札であるため価格が下がるといことは期待できないのではないか。

新規の参入業者を募るといことも必要ではないか。

この価格というのは警察庁で一人雇ってやらせることを考えたら、この契約金額では足りていないだろうし、そういう意味では非常に高いというわけではないのではないか。

実際参入しようと思えば参入できる状況であり、高い価格であれば参入してくると思うので、それなりに適正な価格なのではないかと思われる。

他府省と業務内容自体は同じなのか。

新聞の電子化等が急速に進んできていて、昔と比べるとやりやすくなってきていると思う

したがって、将来的には他の業者も参入してくる可能性があると思う。

〔案件4〕

ICカード発行管理システムの保守 (警察庁)

システム保守業者は、システム機器の製造業者と同一か。

機器の導入時には、一般競争入札をしたのか。
また、複数者の応札があったのか。

入退庁ゲートの保守ではなく、ICカード発行管理システムの保守なのか。

平成14年度から契約している。

確認できている範囲では同じである。

平成20年度に、今回の契約業者の他に、入札に参加した業者が1者おり、通常のサービスとして早朝サービスを行っていないため、その分を上乗せして入札した結果、入札価格に大きな差があり落札できないということがあったことから、相応な価格であると思われる。

そのとおりであると考えている。

検索ワード等に違いはあると思うが、ベースは同じである。

そうである。

機器導入の際は、合同庁舎2号館等の省庁において入札しており、当庁単独の契約ではないため、複数の応札があったかは不明である。

そうである。

システム製造業者と本件システム保守業者は同一である。
他省庁では、当庁とは別業者のシステムを導入しているところもあること

本システム保守は、複数省庁と共同調達しているのか。

何故、契約満了時期が、11月と中途半端になっているのか。

システムの更新は、既に終了したのか。

更新が遅れたことにより、本件保守契約を延長をしたのか。

導入後、何年くらいの運用が可能か。

このような契約を各省庁で別々に契約しているのか。

スケールメリット等を考えて共同調達することはできないのか。

導入時に取りまとめることが出来ていたら、サーバーなどの数量を減らすことも可能であったと思われるがどうか。

本件導入時に保守を含めた検討が必要であったのではないか。

〔案件5〕
通信施設整備工事（福24-1）
福岡県警察本部外
（福岡県情報通信部）
（関連契約）
・通信機器整備工事
（関東管区警察局）
・通信施設工事24-1

から、少なくとも他省庁と契約した業者は、本件システム導入時の入札に参加したものと思われる。

別個の契約である。

本システムは、平成18年度に整備したものであり、システムの老朽化により平成24年12月に更新を予定していたことから、契約満了時期を11月末として年度当初に保守契約を締結したものである。

入札不調等があったため、平成25年1月に契約をしたところである。

保守を延長せず、スポットで対応することとした。
1年間の瑕疵担保期間があるので、IC身分証発行機については1年間経過した後、改めて保守契約を締結する予定である。

部品供給や経年劣化、ソフトウェアの保証期間等から考え、5年程度と考えている。

そうであると考えている。

各省庁のシステム導入時期が違うことから、共同調達は難しいと思われる。

本保守契約は、あくまでカード管理システムの保守であるため、共同調達をした場合でもスケールメリットを活かすににくいと思われる。

現在では、同種案件の導入契約時には、総合評価等により将来コストを評価し、保守契約時に縛りをつけることも実施している。

岐阜県警察本部外 25カ所
(岐阜県情報通信部)

関連契約を比較すると落札率が異なるがどういうことか。

それぞれの工事は同じ内容なのか。

工事名の標記がそれぞれ異なる事により落札率に差がでたのではないか。

工事費の価格などはむしろ地方の方が安いのではないか。

予定価格の積算の基準は地域で異なるのか。

機器調達と工事というのは別の物なのか。

[案件6・7]

17m型船舶(警察庁)

8m型船舶(警察庁)

17m型船舶については、以前予算監視・効率化チームにおける重要調達案件の事前審査の対象契約であったが、以前と比べ1隻あたり金額も下がっているが、仕様を変えたのか。

事前審査の効果があったのか。

船舶も車と同じように車検のような制度があり、製造した業者に依頼するのか。

17m型船舶は既製品ではないのか。

以前に比べ、金額がだいぶ下がっている理由は何か。

警察庁の調達の中で、船というのは高額な物件の1つであり、そこでこれ

関東管区警察局の契約については、落札率が低いので、低入札価格調査を実施し、その価格で入札した理由、手持ち工事、資材の状況等を調査した。落札業者によると東京周辺の工事であり、資材の調達業者が数多くあったことで、コストの削減、作業員の確保が容易であるとの回答であった。

ほぼ同じである。

標記の違いが落札率に影響するとは考えていない。

労務費の積算については、それぞれの地域の労務単価を採用している。

国土交通省の基準を引用しており、労務単価は地域により異なっている。

今回は配線工事であり、地元の業者もできるので調達と工事を分けて競争性を確保した。

仕様は変えていない。

多くの業者参入のため、小型船舶工業会等を通じて調達情報の周知を図ったところ、1者応札はなくなった。

船舶にも定期的な検査があるが、整備業者ならどこでもできるので、かならずしもそうではない。

既製品ではなく、建造である。

競争の効果が大きいですが、船の材料であるアルミなどの価格が下がっているのも理由の1つである。

だけ競争の機能が働いて金額が下がっていることはすばらしいことだと思う。

〔案件8〕
タクシー代金（警察庁）

6業者に限り契約するメリットは何か。

契約をしなくても利用できるのではないか。

タクシーチケット利用のための契約ということか。

実際のタクシー利用に基づき支払いがされるものということか。

職員が個人で支払い領収書で精算することはできないのか。

公募条件として車両保有台数600台以上とあるが、それほど保有している者は、あまりいないのではないか。

委員講評

競争性確保の観点から、他府省との情報交換が重要である。

船舶の建造など、良い事例が他の契約にも広がるよう努めてほしい。

競争性確保のための手続きには、手間がかかるので、悩ましいところであるが、引き続き取り組んでいただきたい。

公募公告を実施しており、条件を満たせば、どこの業者でも可能である。

公募の条件として、タクシーチケット利用であるとか、翌月20日までの請求が可能である等、条件に係る書類を提出した業者と契約をしているものである。

そうである。

そうである。

深夜帰宅における立替払いは認めていない。

公募に参加していない者が他にもあるかもしれないが、この条件は警察庁職員のみ利用というのではなく、他省庁の利用も考慮しているものである。また、他省庁も同じ契約をしており、条件についても、参考にしている。